

木育インストラクター養成等実施要領

第1条 目的

この要領は、木育インストラクターの養成等を適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

第2条 定義

「木育インストラクター」とは、木育インストラクター養成講習会（以下「講習会」という。）の全課程を修了し、木育インストラクターとして登録を行った者とする。

「木育インストラクター登録機関」は、（一社）鹿児島県林材協会連合会（以下「県林材連」という。）とし、事務所を鹿児島市東開町3番2号に置く。

第3条 木育インストラクターの対象者

鹿児島県内に在住する18歳以上で、木材に関心があり、木育インストラクターとして木育活動に参加意欲の高い者を対象とする。

第4条 木育インストラクターの養成

県林材連は、講習会の受講者の募集を行い、年1回（1回の講習会につき座学1回、実習1回）の講習会を開催し、養成するものとする。

第5条 受講者の募集及び決定

受講者の募集及び決定については、次のとおり行うものとする。

- (1) 受講者の募集は、別途に定める募集要領により実施する。
- (2) 講習会の受講希望者は、講習会受講申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、県林材連に提出するものとする。
- (3) 受講者の決定結果については、別途通知する。

第6条 講習会の開催

講習会は、年1回（1回の講習会につき座学1回、実習1回）開催し、講習会の開催時期、開催場所、人数、講習内容、講師選定等については、実施する年度ごとに鹿児島県と協議し決定する。

第7条 木育インストラクターの修了証の授与

県林材連は、講習会の全課程を修了した全ての者に対して、修了証（第2号様式）を授与する。

第8条 木育インストラクターの登録申請

講習会の修了者は、登録申請書（第3号様式）に必要事項を記入し、関係書類を添えて県林材連に提出するものとする。

第9条 登録台帳の整備

県林材連は、受理した登録申請書の内容を審査した上で、登録台帳（第4号様式）を整備する。

第10条 登録の変更

木育インストラクターは、申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録事項変更届（第5号様式）を県林材連に提出するものとする。

第11条 登録の取り消し

県林材連は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 木育インストラクターから登録取消申請書（第6号様式）が提出されたとき。
- (2) 木育インストラクターに相応しくない事由が発生したとき。

第12条 登録者の公表

県林材連は、木育インストラクター本人の承諾を得た上で、必要な事項をホームページ等で公開するものとする。

第13条 木育の場の募集

県林材連は、保育園、幼稚園、小学校及び各種イベント等における木育インストラクターの活動の場を募集し、調整のうえ派遣する。

第14条 木育インストラクターの派遣

県林材連は、木育インストラクターと派遣先がマッチングした場合は、木育インストラクターを派遣し、木工教室などの木育活動に協力するものとする。

第15条 報告の義務

木育インストラクターは、活動実施後、活動報告書（第7号様式）を県林材連に提出するものとする。

第16条 緊急医薬品の常備及び傷害保険への加入

県林材連は、事故に備え緊急医薬品を常備するとともに傷害保険へ加入する。

第17条 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月5日から施行する。

(第2号様式)

登録番号：鹿木育〇号

木育インストラクター養成講習会修了証

年 月 日

(※木育インストラクター名) 殿

(一社)鹿児島県林材協会連合会
会 長 柴 立 鉄 彦

あなたは、(一社)鹿児島県林材協会連合会が実施する「木育インストラクター養成講習会」において所定の課程を修了したことを証します。

(第3号様式)

木育インストラクター登録申請書

年 月 日

(一社)鹿児島県林材協会連合会
会長 柴立 鉄彦 殿

申請者
(氏 名)

木育インストラクターとして登録を受けたいので、木育インストラクター養成等実施要領第8条の規程に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請者情報等

①居住地	〒 ー	
②連絡先	TEL: 携帯 TEL:	FAX:
③職業(職場)		
④メール(E-mail)アドレス		
⑤木育の活動地域 (例:始良・伊佐地域)		
⑥木育の活動内容 (例:親子木工教室)		

2 添付書類 ・木育インストラクター養成講習会修了証(写し)

(第5号様式)

木育インストラクター登録事項変更届

年 月 日

(一社)鹿児島県林材協会連合会
会長 柴立 鉄彦 殿

申請者
(氏名)

年 月 日付けをもって、木育インストラクター登録申請書の記載事項について、下記のとおり変更がありましたので、木育インストラクター養成等実施要領第 10 条の規程に基づき変更届を提出します。

記

1 登録年月日

2 登録番号

3 変更内容
[変更以前]

[変更後]

4 変更理由

5 変更年月日

(第6号様式)

木育インストラクター登録取消申請書

年 月 日

(一社)鹿児島県林材協会連合会
会長 柴立 鉄彦 殿

申請者
(氏 名)

年 月 日付けで、木育インストラクターとして登録していましたが、木育インストラクター養成等実施要領第11条の規程に基づき、登録の取消を申請します。

記

- 登録年月日及び登録番号
 - 登録年月日 年 月 日
 - 登録番号
- 所在地及び名称等
- 取消申請理由

(第7号様式)

年 月 日

木育インストラクター活動報告書

(一社)鹿児島県林材協会連合会

会長 柴立 鉄彦 殿

申請者

(氏名)

木育インストラクターとして、木育活動を実施したので、木育インストラクター養成等実施要領第15条の規程に基づき、下記のとおり報告します。

記

活動年月日	年 月 日 () 午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分
開催場所	所在地 電話番号
参加者数	児童・生徒 名
実施内容	

※実施内容については、活動状況写真を別途添付すること。